

商品概要説明書

ステップアップ定期貯金

(2021年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期1年 自動継続扱い 単利型 (ステップアップ定期貯金)
2. ご利用いただける方	○JAの定期積金が満期を迎えられる個人の方で、満期金をそのまま定期貯金にお振替いただける方
3. ご利用頂ける資金	○JA定期積金の満期資金に限ります
4. 取扱期間	○2021年3月1日(月)～2022年2月28日(月)
5. 期間	○定型方式…1年 ※満期時に店頭表示金利にて自動継続されます
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○10万円以上 1,000万円未満 ○1円単位
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期時にはその時の1年物スーパー定期店頭表示利率にて自動継続されます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保定期貯金に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%

<p>12.貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>13. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店または企画部(電話：0550-84-4805)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士あっせん・仲裁センターを利用することも可能です(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。)ので利用を希望される場合は上記 J A 企画部または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 御殿場